

おくやみハンドブック

中津市

おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやパソコンで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できます。ぜひご利用ください。



ご遺族の方へ

チェックリスト

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

中津市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

中津市役所 0979-22-1118

各種手続き

事前準備について

中津市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3

おくやみコーナーの予約（☎0979-62-9066）

おくやみコーナーをご利用される場合は、3ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1と2でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。

STEP 4

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 5

おくやみ手続きナビのご案内

簡単な質問に答えるだけで、該当手続きを把握することができます。下記二次元コードを読み取りぜひご活用ください。

STEP 5

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、中津市役所へお越しください。



質問に答える



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書（場合によっては限度額適用認定証・特定疾病療養受療証）

※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）

※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬儀の領収書、会葬御礼等）

- 介護保険被保険者証
- 重度心身障害者医療費受給者証、子ども医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給者証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

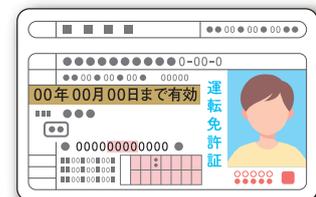
- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

- 2点で本人確認できる書類

健康保険資格確認書、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



おくやみコーナーのご案内

中津市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

※中津市に住民登録をされていた方が対象です。

おくやみコーナーでできること

●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請者に印字するため、書類の記載を省略できます。



予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。

●電子申請

- ①インターネットで「中津市 おくやみコーナー」を検索または下記二次元コードからアクセス
- ②画面の指示にしたがって申請してください。

●電話予約

電話番号：**0979-62-9066**

受付時間：午前9時～午後4時まで（土・日・祝休日・年末年始を除く）



中津市おくやみコーナー

場 所：中津市役所 1階 市民課前

受付時間：午前9時～午後4時まで

（土・日・祝休日・年末年始を除く）

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (44 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (47 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (48 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (47 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告・納付 (48 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

中津市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カードを持っていた	
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	P.8
	<input type="checkbox"/>	同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる	
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金のみ加入していた方または受給していた方	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入していた期間がある方または受給していた方	P.10
	<input type="checkbox"/>	国民年金・厚生年金以外の共済年金等に加入していた期間がある方または受給していた方	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金に加入または受給していた	P.12
医療・国保	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	世帯に国民健康保険に加入している人がいる	
医療・後期	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.14-15
介護保険	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証を持っていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	介護保険の負担割合証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	介護保険負担限度額認定証を持っていた	P.17
	<input type="checkbox"/>	社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っていた	
子育て	<input type="checkbox"/>	満 18 歳年度末までの子どもを養育していた	P.18-19
	<input type="checkbox"/>	子どもが保育施設等に入所している	P.19
	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.20
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成の対象児童である	
	<input type="checkbox"/>	お子様がこども医療費助成の対象児であった	P.23

簡単に手続きを抽出したい
方はこちらから



区分	☑	該当事項	詳細ページ
子育て	<input type="checkbox"/>	こども医療費助成対象児の保護者が亡くなった	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童通所サービス（障害児）を利用していた	P.24
障がい福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳を持っていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	療育手帳を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳を持っていた	P.26
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費受給者証を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	P.28
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	障害者扶養共済制度に加入していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	障害者福祉年金を受給していた	P.30
税金	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋）を所有していた	P.31-32
	<input type="checkbox"/>	市県民税・森林環境税が課されていた	P.33
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	P.34
	<input type="checkbox"/>	市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）の納付を口座引落としにしていた方のうち、口座名義人が亡くなった	
その他	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	P.35
	<input type="checkbox"/>	緊急通報電話を借りていた	
	<input type="checkbox"/>	中津市どこ・どこサービス事業のGPS機器を借りていた	P.36
	<input type="checkbox"/>	中津市安心おでかけタクシー券を持っていた	
	<input type="checkbox"/>	家族介護用品補助券（おむつ券）の交付を受けていた	P.37
	<input type="checkbox"/>	水路に構造物（橋・排水管等）を設置していた	
	<input type="checkbox"/>	中津市防災緊急告知FMラジオを借りていた	P.38

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

1. 住民登録に関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

マイナンバーカードを持っていた

手続き マイナンバーカードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、マイナンバーカードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード	市民課 ☎ 0979-22-1118

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
所有者が亡くなられた場合、住民基本台帳カードは自動的に廃止となります。この場合返納は義務ではありません。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	市民課 ☎ 0979-22-1118

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民課 ☎ 0979-22-1118

同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる

手続き 世帯主変更届

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなり、同一世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる場合のみ必要となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 同一世帯の方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 ☎ 0979-22-1118

2. 年金に関する手続き

国民年金のみ加入していた方または受給していた方

手続き

年金受給権者死亡届・未支給年金の請求・遺族基礎年金の請求・死亡一時金の請求・寡婦年金の請求

手続き詳細	期 限
受給していた年金や加入状況により手続きが異なります。事前に窓口にお問い合わせください。	死亡から5年以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 年金証書（年金加入者は年金手帳）	保健年金課 ☎ 0979-62-9079
遺族のもの <input type="checkbox"/> マイナンバーカード（もしくは通知カード+顔写真付の身分証1点） <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 死亡者と請求者の続柄がわかる戸籍謄本（死亡日以降に取得したもの） ※同一世帯の配偶者である場合は不要です。 <input type="checkbox"/> 生計同一関係申立書（死亡時に同一世帯であれば不要） <input type="checkbox"/> 委任状（請求者と申請者が異なる場合） ※ 手続きの内容によって、上記以外の書類が必要となる場合もあります。事前に窓口へお問い合わせください。	別府年金事務所 ☎ 0979-22-5111

MEMO

厚生年金に加入していた期間がある方または受給していた方

手続き

年金受給権者死亡届・未支給年金の請求・遺族厚生年金の請求・死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
受給していた年金や加入状況により手続きが異なります。事前に窓口にお問い合わせください。	死亡から2年以内
	<p>手続き可能な人</p> <p>受給していた年金や加入状況により手続きが異なります。事前に窓口にお問い合わせください。</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p>事前に右記窓口にてご確認ください。 ※街角の年金相談センター中津は予約制です。</p> <p>遺族のもの</p> <p>事前に右記窓口にてご確認ください。 ※街角の年金相談センター中津は予約制です。</p>	<p>別府年金事務所 ☎ 0979-22-5111</p> <p>街角の年金相談センター 中津 ☎ 0570-05-4890 (予約専用)</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

国民年金・厚生年金以外の共済年金等に加入していた期間がある方 または受給していた方

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
故人が加入していた年金の種類、ご遺族の状況等によって必要な手続きが異なります。加入されていた共済組合へお問い合わせください。	故人が加入されていた共済組合へご確認ください。
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
<p>故人のもの</p> <p>故人が加入されていた共済組合へご確認ください。</p> <p>遺族のもの</p> <p>故人が加入されていた共済組合へご確認ください。</p>	<p>国家公務員共済組合連合会 ☎ 0570-080-556</p> <p>地方職員共済組合 大分県支部 ☎ 097-506-2334</p> <p>公立学校共済組合本部 年金相談室 ☎ 03-5259-1122</p> <p>警察共済組合本部 年金相談センター ☎ 03-5213-7570</p> <p>大分県市町村職員共済組合 ☎ 097-532-1531</p> <p>日本私立学校振興・ 共済事業団 共済事業本部 ☎ 03-3813-5321</p>

MEMO

農業者年金に加入していた

手続き 死亡届の提出

手続き詳細	期 限
農業者年金に加入している方が亡くなられた場合、死亡届をJAに提出する必要があります。	死亡後遅滞なく
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 農業者年金証書（受給権者の場合） <input type="checkbox"/> 農業者年金被保険者証（被保険者の場合） <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日がわかる戸籍の謄本、住民票等	お近くのJA JAおおいた中津支店 ☎ 0979-32-1212 JAおおいた本耶馬溪支店 ☎ 0979-52-2356 農業委員会事務局 ☎ 0979-62-9058

農業者年金を受給していた

手続き 未支給年金の請求・死亡一時金の請求

手続き詳細	期 限
農業者年金を受給している方が亡くなられた場合、未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族の方が受け取れるように請求することができます。 また、亡くなられた方が80歳未満の場合、ご遺族の方が死亡一時金を受け取ることができます。	死亡後遅滞なく
	手続き可能な人
	亡くなられた方と生計を同じくしていたご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 農業者年金証書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡日がわかる戸籍の謄本、住民票等	お近くのJA JAおおいた中津支店 ☎ 0979-32-1212 JAおおいた本耶馬溪支店 ☎ 0979-52-2356 農業委員会事務局 ☎ 0979-62-9058
遺族のもの <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者との続柄を確認できる戸籍の謄本 <input type="checkbox"/> 請求される方の預金通帳	

3. 医療・国保に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 国民健康保険葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 資格確認書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 会葬御礼または葬儀の領収書 <input type="checkbox"/> 喪主の通帳	保険年金課 ☎ 0979-62-9067

世帯に国民健康保険に加入している人がいる

手続き 国民健康保険の世帯主変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が世帯主で、かつ同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は届出が必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 資格確認書 <input type="checkbox"/> 限度額適用認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険年金課 ☎ 0979-62-9067

4. 医療・後期に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 後期高齢者医療資格確認書等の返却

手続き詳細	期 限
資格確認書、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、返却していただく必要があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書、特定疾病療養受療証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 印鑑	保険年金課 ☎ 0979-62-9068

手続き② 後期高齢者医療葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合に葬祭費の支給が受けられる制度です。	葬祭を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人
	葬祭執行者（喪主）
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 遺族のもの <input type="checkbox"/> 葬祭執行者（喪主）の確認書類、通帳、印鑑 <input type="checkbox"/> 原則、会葬礼状	保険年金課 ☎ 0979-62-9068

4. 医療・後期に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き③ 資格取得（変更・喪失）届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が後期高齢者医療に加入していた場合、届出が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	問い合わせ先
遺族のもの	保険年金課
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	☎ 0979-62-9068
<input type="checkbox"/> 印鑑	

手続き④ 高額療養費等の口座変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の高額療養費が発生する場合、変更の届出が必要です。	診療月の翌月の1日から 2年以内
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	問い合わせ先
遺族のもの	保険年金課
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	☎ 0979-62-9068
<input type="checkbox"/> 印鑑、通帳	

手続き⑤ 送付先変更届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方への通知等の送付先変更届が必要です。	なし
必要なもの	手続き可能な人
故人のもの	ご遺族
<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書	問い合わせ先
遺族のもの	保険年金課
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	☎ 0979-62-9068
<input type="checkbox"/> 印鑑	

5. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証を持っていた

手続き 介護保険被保険者証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証をお持ちの方は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	介護長寿課 ☎ 0979-62-9804

介護保険の負担割合証を持っていた

手続き 介護保険負担割合証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担割合証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	介護長寿課 ☎ 0979-62-9804

5. 介護保険に関する手続き

介護保険負担限度額認定証を持っていた

手続き 介護保険負担限度額認定証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	介護長寿課 ☎ 0979-62-9804

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証を持っていた

手続き 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
社会福祉法人等利用者負担限度額認定証を交付されていた場合は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証	介護長寿課 ☎ 0979-62-9804

6. 子育てに関する手続き

満 18 歳年度末までの子どもを養育していた

手続き① ひとり親家庭医療費助成の申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になった方とその児童について、医療費の自己負担分の一部を助成します。所得制限があります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族（配偶者）
必要なもの	問い合わせ先
<p>遺族のもの</p> <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（親・子ども・扶養義務者） <input type="checkbox"/> 医療保険の資格確認書等（親・子ども） <input type="checkbox"/> 口座確認書類（親） <input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> こども医療証 その他必要な書類についてはお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

6. 子育てに関する手続き

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

満 18 歳年度末までの子どもを養育していた

手続き② 児童扶養手当の受給申請

手続き詳細	期 限
配偶者が死亡したことにより、ひとり親家庭等になった方（児童に一定の障害がある場合は 20 歳未満）は児童扶養手当を申請することができます。ただし、所得制限があるため、遺族年金等の受給ができる場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族（配偶者）
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（親・子ども・扶養義務者） <input type="checkbox"/> 口座確認書類（親） <input type="checkbox"/> 年金手帳 その他必要な書類についてはお問い合わせください。	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

子どもが保育施設等に入所している

手続き 保育施設等の手続き

手続き詳細	期 限
世帯を構成している方が亡くなられた場合、変更の届出が必要になります。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類	保育施設運営課 ☎ 0979-22-1129

児童手当を受給していた

手続き① 児童手当の受給者変更の手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなった場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類 <input type="checkbox"/> 口座確認書類 <input type="checkbox"/> お子さんのマイナンバー確認書類（お子さんと別居の場合のみ）	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

手続き② 未支払いの児童手当の請求手続き

手続き詳細	期 限
児童手当を受給していた保護者が亡くなり、未支払いの児童手当がある場合には、その分の支払いを請求することができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（お子さんのもの）	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

6. 子育てに関する手続き

児童扶養手当を受給していた

手続き① 児童扶養手当の受給者資格者死亡届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなった場合の手続きです。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

手続き② 未支払いの児童扶養手当の請求手続き

手続き詳細	期 限
児童扶養手当を受給していた保護者が亡くなり、未支払いの児童扶養手当がある場合には、その分の支払いを請求することができます。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（お子さんのもの）	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

手続き③ 児童扶養手当の資格喪失届

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合、資格喪失届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の死亡届、資格喪失等の手続き

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、死亡届を提出してください。未払い分の手当がある場合は、請求の手続きが必要です。 受給資格を継続する方がいれば、受給者変更が可能です。 対象児童が死亡した場合は、資格喪失届の提出が必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号確認書類（通帳等） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（省略可能な場合あり）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

ひとり親家庭医療費助成を受けていた

手続き ひとり親家庭医療費助成の受給資格変更届

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭医療費受給資格者証を交付していた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療費受給資格者証	子育て支援課 ☎ 0979-22-1141

6. 子育てに関する手続き

お子様がこども医療費助成の対象児であった

手続き こども医療費受給資格返納届

手続き詳細	期 限
こども医療費の受給対象児が亡くなった場合、こども医療費受給資格者証の返還と受給資格者証返納届の提出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	保護者
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格者証	こども家庭センター ☎ 0979-53-6886

こども医療費助成対象児の保護者が亡くなった

手続き こども医療費の受給資格者証変更・口座変更等の手続き

手続き詳細	期 限
保護者（扶養者）等が亡くなった場合、受給資格登録変更届や口座登録変更届等の届出が必要です。	なし
	手続き可能な人
	今後お子様を扶養する方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> こども医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> マイナンバー確認書類（扶養者・対象児） <input type="checkbox"/> 対象児の医療保険の資格確認書等 <input type="checkbox"/> 扶養者名義の口座情報がわかるもの	こども家庭センター ☎ 0979-53-6886

児童通所サービス（障害児）を利用していた

手続き 児童通所サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
児童通所サービスの受給者若しくは対象児童が亡くなった場合、児童通所サービス受給者証を返却してください。 受給者である保護者が亡くなった場合、保護者変更等の手続きが必要です。 対象児童が亡くなった場合は、死亡日をもって支給決定は終了します。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 児童通所サービス受給者証	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

7. 障がい福祉に関する手続き

身体障害者手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳の返却

手続き詳細	期 限
身体障害者手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

療育手帳を持っていた

手続き 療育手帳の返還

手続き詳細	期 限
療育手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 療育手帳	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 精神障害者保健福祉手帳の返却

手続き詳細	期 限
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方については、手帳の返還が必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当の受給資格者の死亡届・未払手当請求手続き

手続き詳細	期 限
特別障害者手当を受給されていた方が死亡した場合、死亡届の提出が必要です。未払い分の手当がある場合は、請求の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号確認書類（通帳等） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（同一世帯の場合省略可）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

7. 障がい福祉に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当の受給資格者の死亡届・未払手当請求手続き

手続き詳細	期 限
障害児福祉手当を受給されていた方が死亡した場合、資格喪失届の提出が必要です。未払い分の手当がある場合は、請求の手続きが必要です。	死亡から14日以内
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（通帳等） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（同一世帯の場合省略可）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

重度心身障害者医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却、口座異動届出手続き

手続き詳細	期 限
重度心身障害者医療費助成制度を受けられていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となり、受給者証の返却が必要です。未請求分の医療費があれば請求の手続きが必要です。 また、振込先口座を相続人代表者の口座へ変更する手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 重度心身障害者医療費受給者証 遺族のもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号確認書類（通帳等） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（同一世帯の場合省略可）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返却

手続き詳細	期 限
自立支援医療受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって資格は喪失します。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
障害福祉サービス受給者が亡くなられた場合、死亡日をもって支給決定は終了します。障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス受給者証	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

7. 障がい福祉に関する手続き

障害者扶養共済制度に加入していた

手続き① 障害者扶養共済制度の弔慰金支給請求

手続き詳細	期 限
1年以上加入した後、加入者の生存中に障害のある方が亡くなられた場合、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	加入者、ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 心身障害者の消除された住民票の写し 遺族のもの <input type="checkbox"/> 加入者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（通帳等）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

手続き② 障害者扶養共済制度の年金給付金請求

手続き詳細	期 限
加入者が亡くなられた場合、障害のある方に生涯にわたって年金が支給されます。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類 <input type="checkbox"/> 加入者の消除された住民票の写し 遺族のもの <input type="checkbox"/> 心身障害者及び年金管理者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 口座番号確認書類（通帳等）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

障害者福祉年金を受給していた

手続き 障害者福祉年金の資格喪失届、未払金の請求手続き

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、資格喪失届の提出が必要です。未払金がある場合は、請求手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 相続人代表者の口座番号確認書類（通帳等） <input type="checkbox"/> 戸籍謄本（同一世帯の場合省略可）	福祉支援課 ☎ 0979-62-9802

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

8. 税金に関する手続き

固定資産（土地・家屋）を所有していた

手続き① 不動産の所有権移転登記申請（登記済不動産）

手続き詳細	期 限
<p>相続により不動産の所有者の名義等が変更になる場合には、法務局にて不動産の登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。</p>	<p>相続（遺言も含みます。）によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>①所有権を取得した相続人 ②①の方から委任を受けた方</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p>不動産の所有権移転登記に関する持ち物は、法務局へご確認ください</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>大分地方法務局中津支局 ☎ 0979-22-0584</p>

手続き② 家屋補充課税台帳登録名義人の変更（未登記家屋）

手続き詳細	期 限
<p>相続により未登記家屋の所有者の名義が変更になる場合には、市にて登録名義人の変更を行う必要があります。名義人変更届を提出してください。</p>	<p>登録名義人の決定後すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>①所有権を取得した相続人 ②①の方から委任を受けた方</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 相続人（相続の結果、所有者となる方）の実印及び印鑑証明書 （委任された方が手続きを行う場合は委任状）</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課・固定資産係 ☎ 0979-22-1167（直通）</p>

手続き③ 固定資産税の相続人代表者の指定届出

<p>手続き詳細</p> <p>固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。ここで設定された相続人代表者は、相続登記や名義変更が完了するまで有効となります。</p>	<p>期 限</p> <p>代表者の決定後すみやかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>①相続人 ②①の方から委任を受けた方</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 (委任された方が手続きを行う場合は委任状)</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課・固定資産係 ☎ 0979-22-1167 (直通)</p>

手続き④ 固定資産の共有代表者の変更届

<p>手続き詳細</p> <p>固定資産を複数人で共有していて、代表者を変更する場合には、市区町村に対し変更の届出が必要となります。(故人が代表者の場合のみ)</p>	<p>期 限</p> <p>代表者の決定後すみやかに</p> <p>手続き可能な人</p> <p>①新たに代表者となる相続人 ②①の方から委任を受けた方</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 共有者全員の認印及び申請者の本人確認書類 (委任された方が手続きを行う場合は委任状)</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課・固定資産係 ☎ 0979-22-1167 (直通)</p>

8. 税金に関する手続き

市県民税・森林環境税が課されていた

手続き 市県民税・森林環境税の相続人代表者の指定届出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に地方税が課税されている場合、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。地方税担当課までご連絡ください。</p>	<p>代表者の決定後すみやかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>①相続人 ②①の方から委任を受けた方</p>
<p>必要なもの</p> <p>遺族のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類 (委任された方が手続きを行う場合は委任状)</p>	<p>問い合わせ先</p> <p>税務課・市民税係 ☎ 0979-22-1116 (直通)</p>

MEMO

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き 廃車または名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
原付バイク等の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡から15日以内 廃車は死亡から30日以内
	手続き可能な人
	①相続人 ②①の方から委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> ①ナンバープレート（廃車の場合） <input type="checkbox"/> ②標識交付証明書または車名・車台番号・排気量がわかるもの 遺族のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類 （委任された方が手続きを行う場合は委任状）	税務課市民税係 ☎ 0979-22-1116

市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）の納付を口座引落しにしていた方のうち、口座名義人が亡くなった

手続き 口座の変更または解約の手続き

手続き詳細	期 限
市税（市県民税・固定資産税・軽自動車税）の引落とし口座を設定されている方のうち、口座名義人が亡くなられた場合、口座の変更または解約の手続きが必要となります。 ※国民健康保険税の引落とし口座の変更または解約については国民健康保険係へお尋ねください。	なし
	手続き可能な人
	①相続人 ②①の方から委任を受けた方
必要なもの	問い合わせ先
遺族のもの <input type="checkbox"/> 口座変更の場合、変更する銀行届出印および口座番号等がわかる資料（通帳やキャッシュカード等） <input type="checkbox"/> 口座解約の場合、認印（無くても手続きは可能）	収納課 ☎ 0979-22-1117

9. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続き詳細	期 限
狂犬病予防法に基づく犬の登録について、市役所に届けている事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	新しい犬の所有者が決定後すみやかに
	手続き可能な人 新しい犬の所有者
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 登録時の犬鑑札（無くても手続きは可能）	環境政策課 環境保全係 ☎ 0979-62-9072

緊急通報電話を借りていた

手続き 緊急通報電話返却の手続き

手続き詳細	期 限
緊急通報電話器を市へ返却、また、機器を持参できない場合は担当課へ相談してください。	なし
	手続き可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 緊急通報電話機器 <input type="checkbox"/> 携帯用ボタン	介護長寿課 高齢者福祉係 ☎ 0979-62-9807

中津市どこ・どこサービス事業の GPS 機器を借りていた

手続き GPS 機器返却の手続き

手続き詳細	期 限
GPS 機器を市へ返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> GPS 機器 <input type="checkbox"/> 充電器 <input type="checkbox"/> 充電ケーブル	介護長寿課 高齢者福祉係 ☎ 0979-62-9807

中津市安心おでかけタクシー券を持っていた

手続き タクシー券返却の手続き

手続き詳細	期 限
中津市タクシー利用券をお持ちの方は返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> タクシー券	介護長寿課 高齢者福祉係 ☎ 0979-62-9807 福祉支援課 障害福祉係 ☎ 0979-62-9802

9. その他の手続き

家族介護用品補助券（おむつ券）の交付を受けていた

手続き 家族介護用品補助券（おむつ券）の返却

手続き詳細	期 限
受給者（介護者）及び受給者の介護を受けていた者（被介護者）が死亡した場合、家族介護用品補助券の返却が必要になります。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 家族介護用品補助券（おむつ券）	介護長寿課 介護予防係 ☎ 0979-62-9805

水路に構造物（橋・排水管等）を設置していた

手続き 河川占用承継の手続き

手続き詳細	期 限
河川占用をしている固定資産の所有者が亡くなった場合、相続を受ける人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。	代表者の決定後すみやかに
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
	耕地課 ☎ 0979-62-9052

中津市防災緊急告知 FM ラジオを借りていた

手続き 中津市防災緊急告知 FM ラジオ返却の手続き

手続き詳細	期 限
中津市防災緊急告知 FM ラジオを防災危機管理課へ返却してください。	なし
	手続き可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
故人のもの <input type="checkbox"/> 中津市防災緊急告知 FM ラジオ一式（充電器等も含む）	防災危機管理課 ☎ 0979-22-1113

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

本庁舎内配置図 (令和7年4月1日時点)

チエックリスト

本庁舎内配置図

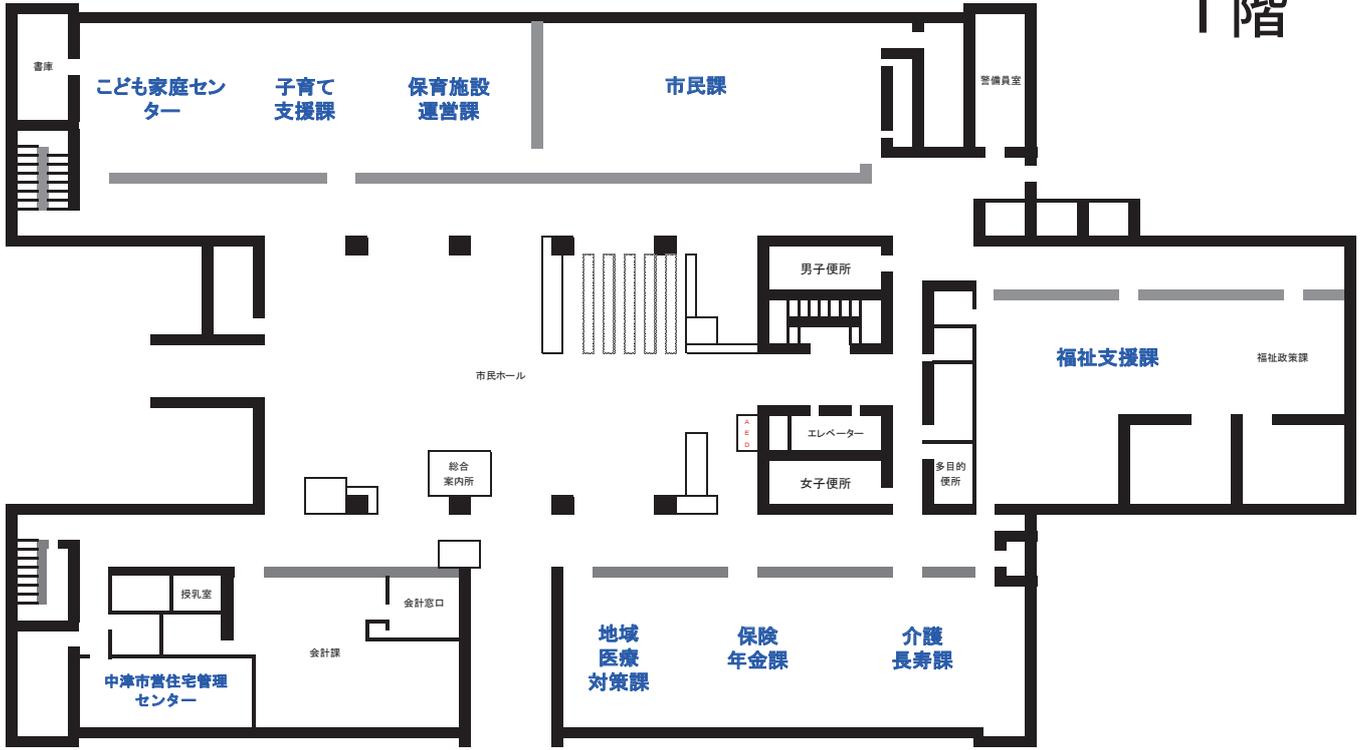
市役所外の主な手続き

相続について

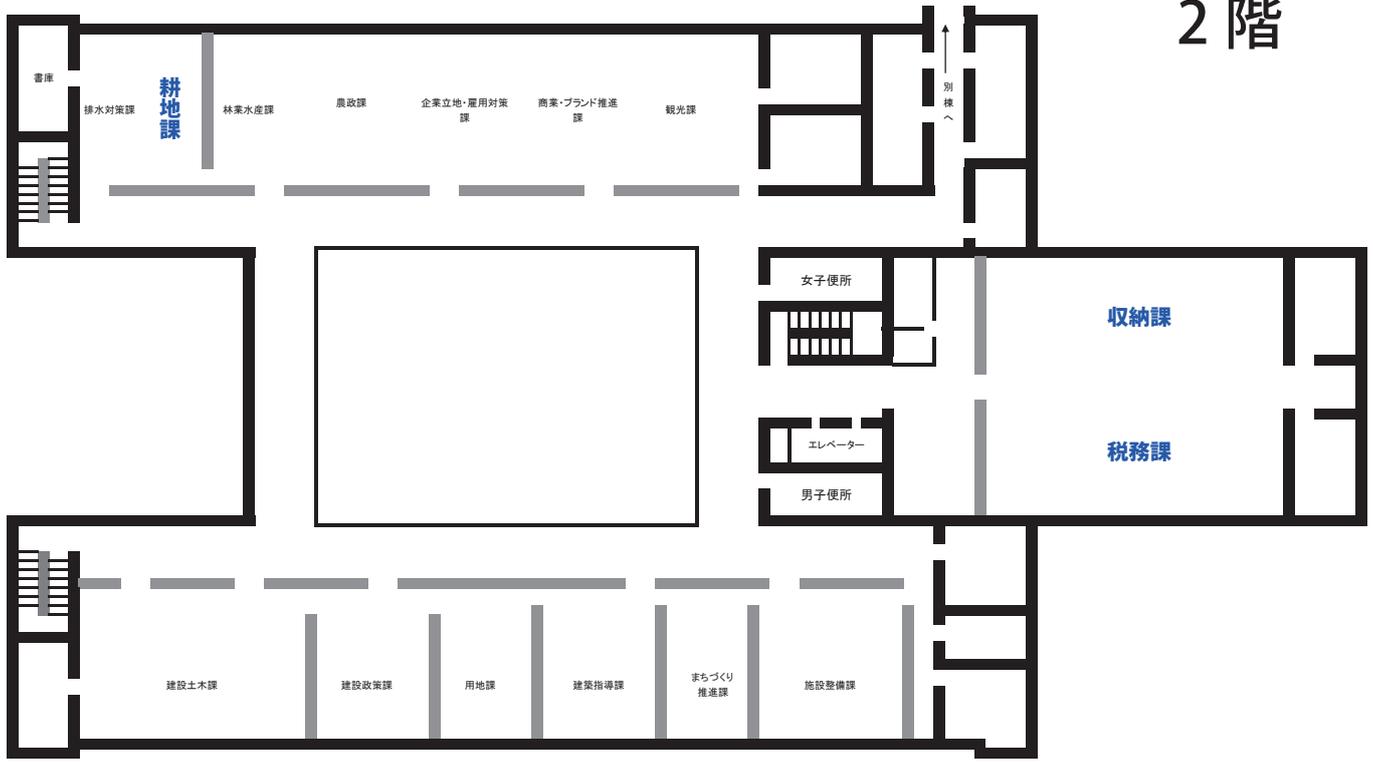
委任状

広告掲載事業者

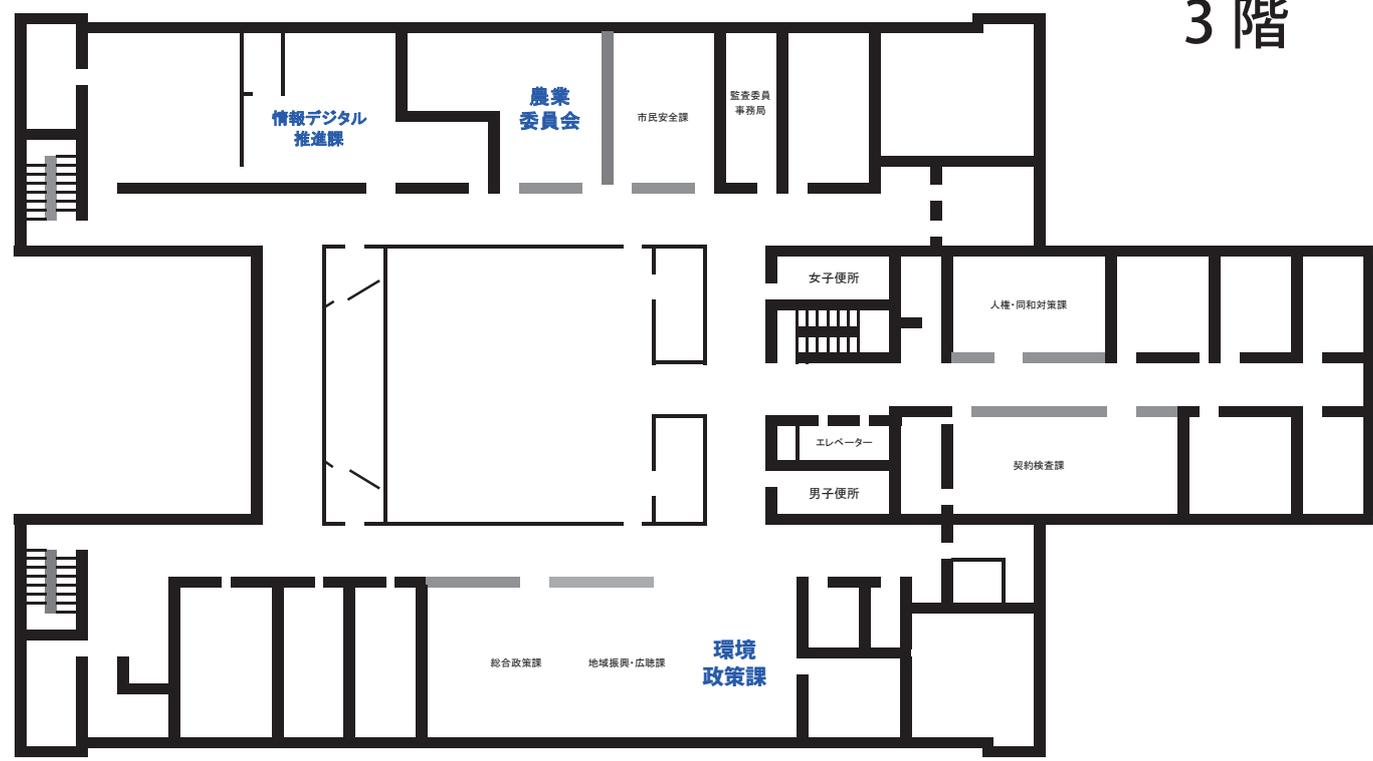
1階



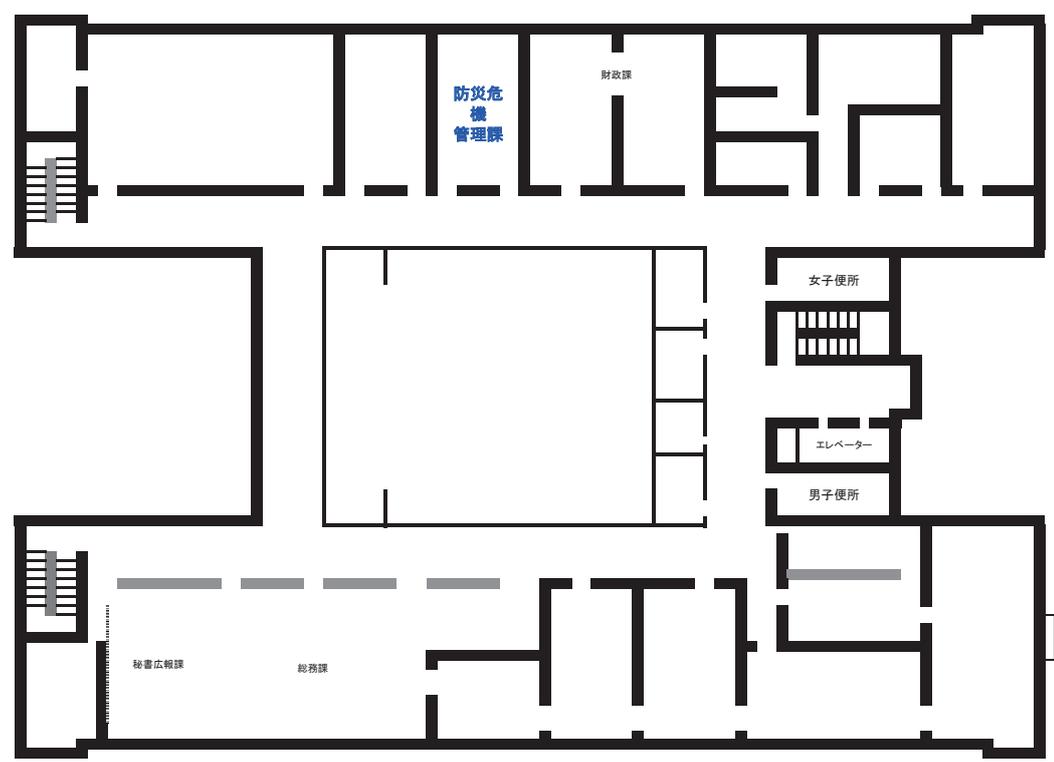
2階



3階



4階



亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p>【手続き先】 お近くの年金事務所</p> <p>【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書 ※故人が消費税の課税事業者 でインボイス発行事業者で ない場合	速やかに	税務署に提出します。 中津税務署 ☎ 0979-22-3111 (自動音声案内)
適格請求書発行事業者の 死亡届出書 ※故人がインボイス発行事業 者の場合		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年3月15日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 亡くなられた方を墓地等に埋葬する場合

故人の遺骨を墓地に埋葬する場合、火葬場で「火葬済」の記入を受けた死体火葬許可証が必要となります。

埋葬する際は火葬場より受け取った死体火葬許可証を墓地管理者にお渡しください。

2 改葬・墓じまいの手続きについて

改葬・墓じまいを行う際は、担当課に改葬許可申請を行う必要があります。

詳しくは、お問い合わせください。

担当課・問い合わせ先

環境政策課

☎ 0979-62-9072

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	中津警察署 ☎ 0979-22-2131
次のいずれかを持っている ・ 特定医療費（指定難病）受給者証 ・ 肝炎治療受給者証 ・ 先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	大分県北部保健所 ☎ 0979-22-2210
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	中津税務署 ☎ 0979-22-3111 (自動音声案内)
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	大分地方法務局 中津支局 ☎ 0979-22-0584

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>	【旧下毛郡】 中津市役所 情報デジタル推進課 ☎ 0979-22-1114 【旧中津市 (中殿・蛭子町周辺)】 中津ケーブルテレビ ☎ 0979-24-7554	
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		☎ 0120-15-1515
軽二輪・二輪の小型自動車	<input type="checkbox"/>		九州運輸局大分運輸支局 ☎ 050-5540-2087 または、 お近くの陸運支局、 検査登録事務所
軽三輪・軽四輪	<input type="checkbox"/>	廃車または名義変更等の手続き	全国軽自動車協会連合会 大分事務所 ※大分ナンバーのみ お問い合わせ可能 ☎ 097-524-0222 または、お近くの 軽自動車協会

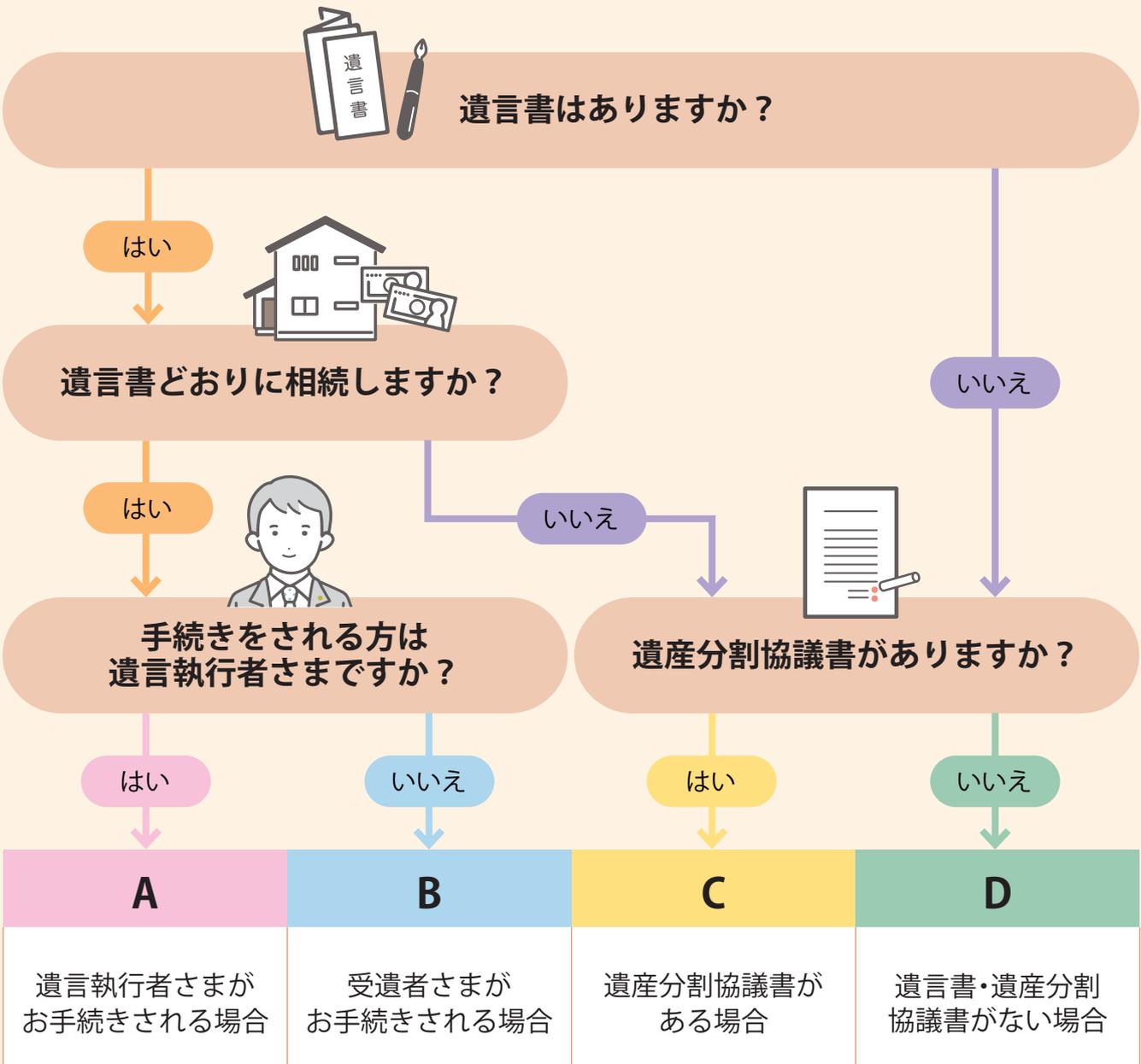
※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただくから、市役所にお越しただくと手続きが進めやすくなります。

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

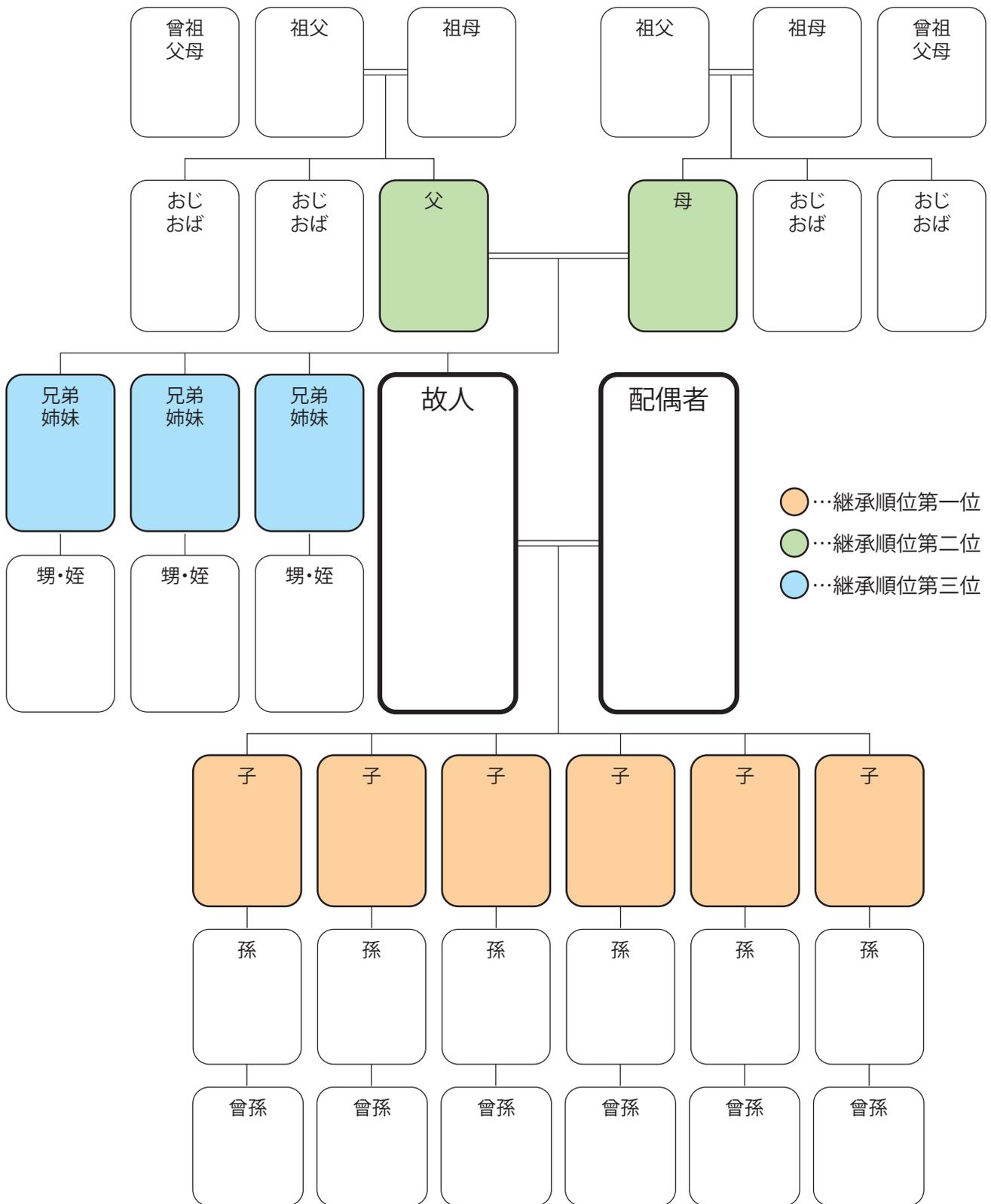
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

▶ 遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

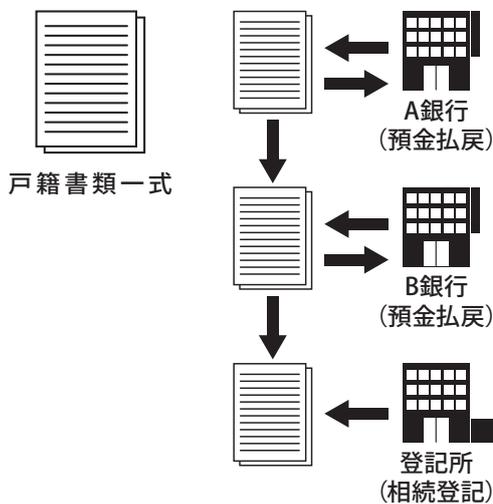
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度もし直しする必要がなくなります。(※1)

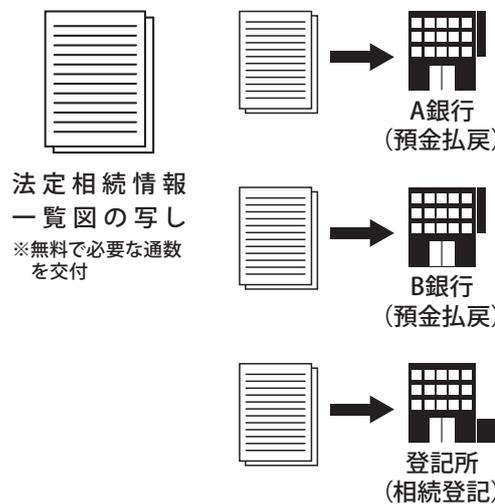
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先)中津市長

※委任事項は、どなたの何の手續を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

発行 中津市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025年11月

